

あきる野市

# 危機管理基本指針

(行政編・市民協働編)



平成26年4月

あきる野市

## 目 次

### 行政編

1	目 的	1
2	作成方針	1
3	職員の基本姿勢と組織	1
4	対象とする危機の範囲	2
5	危機発生時の体制と対応	3
	(1) 職員の対応	3
	(2) 所管部署の対応	3
	(3) 危機管理戦略本部の設置	3
	(4) 災害対策本部の設置	4
6	危機発生時の対応イメージ	5
7	危機レベルとその対応のための体制	6
8	危機の事象別所管課	6
9	基本的対応	8
	(1) 平常時の危機管理	8
	(2) 危機発生時の対応	8
	(3) 危機発生時の連携等	9
	(4) 危機収束後の対応	9
10	個別計画（危機管理マニュアル）の策定	10
11	危機管理行動隊員	11

### 市民協働編

1	目 的	12
2	自助について	12
3	共助について（自分たちのまちは自分たちで守るための組織）	13
4	地震対策	14
5	風水害対策	20

# 行政編

## 1 目的

この指針は、市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制を整備し、市民の安全・安心を確保するため、あきる野市における危機管理の基本方針を示すものである。

## 2 作成方針

- (1) 全庁的な危機管理体制を構築する。
- (2) 備えのできていない危機や対策不十分な危機に対して必要な対策を講じる。
- (3) 全職員の危機管理の意識及び危機対応の意識を高めるため、幅広く教育訓練を実施する。
- (4) 危機管理に関する活動状況や結果を点検し、見直す仕組みを構築する。

## 3 職員の基本姿勢と組織

日常において危機を予測し、防止策を講じることで、危機発生の確率を低くすることはできる。しかし、その発生を完全に防止することは不可能である。そのため、緊急事態が発生した場合に速やかに対応し、被害を最小限にとどめるために準備をすることが重要となってくる。

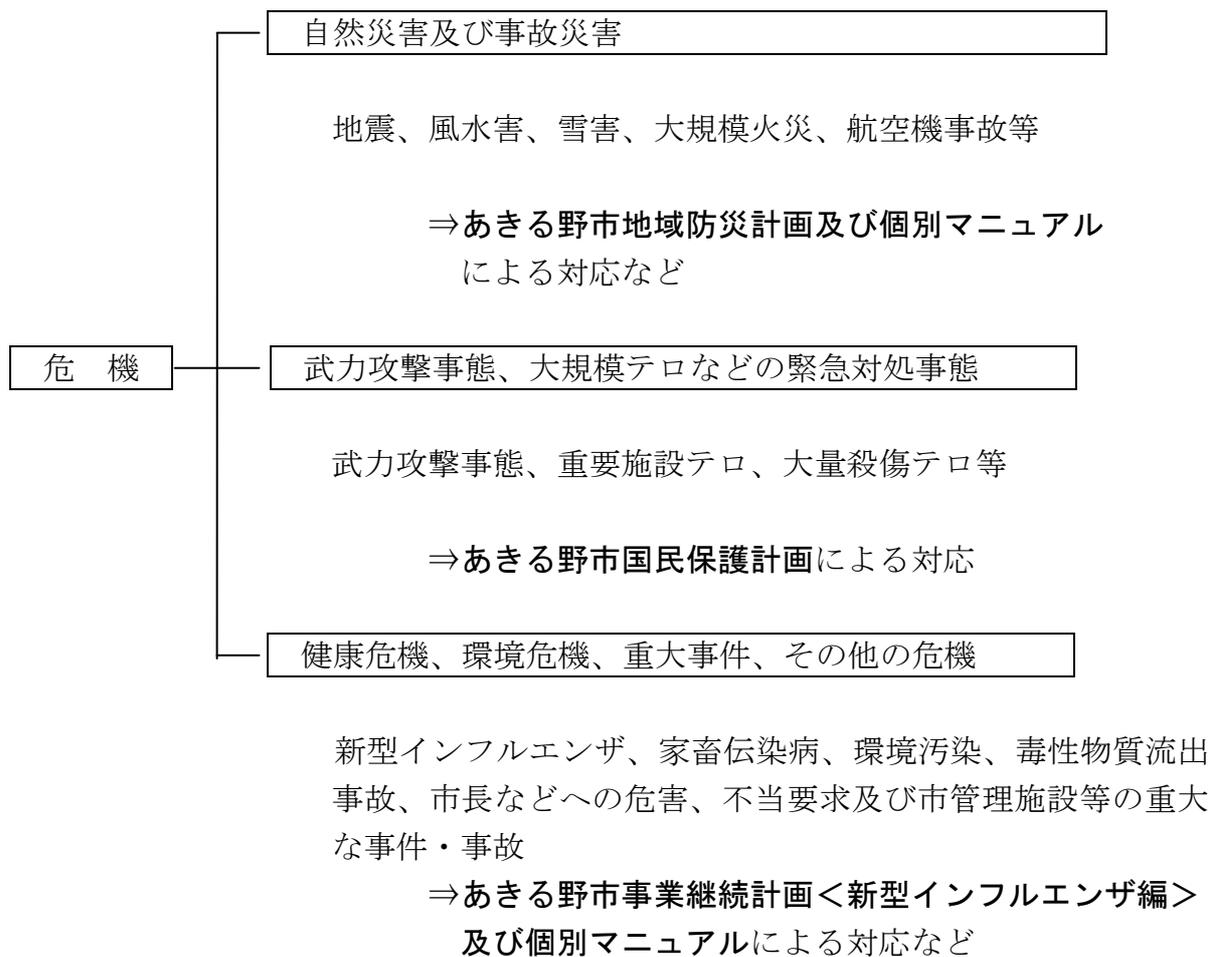
緊急時はもとより、平常時においても組織及び職員の危機管理意識が欠如していれば、対応等を誤り、被害が拡大するおそれがあるばかりか、市民や社会から批判を招き、市政への信頼を失うことになる。そこで、職員一人ひとりの危機管理能力を更に高めるための取組を行うとともに、危機発生時の体制についても、これまでの仕組みを再構築し、新たに危機管理戦略本部を設置し、危機への段階的対応や迅速かつ効率的な対応を図ることとした。

#### 4 対象とする危機の範囲

この指針に定める危機とは、市民の生命、身体及び財産が脅かされる状態や市民生活の安全・安心が脅かされる状態及び市政に重大な影響を及ぼす状態をいい、以下のとおり大別する。

ただし、財政危機、経済危機、市の組織運営危機など被害が直接的、突発的でない事態は、本指針の対象から除くものとする。

##### 危機の分類



## 5 危機発生時の体制と対応

### (1) 職員の対応

- ア 職員は、所管する事務、事業、施設等であるかを問わず、危機に関する情報を入手したときは、第1報として直ちに所属長に報告を行う。
- イ 「だれが」「何を」「いつ」「どこで」「どうして」「どのように」なったかを明確に報告するものとするが、内容が一部不明瞭であっても、知り得た範囲で報告するものとする。
- ウ 知り得た内容が、緊急・異常事態に該当するかどうか判断に迷った場合は、まず、緊急・異常事態とみなし、対応する。

### (2) 所管部署の対応

所管部署は危機が発生したときは、直ちに情報収集に努め、速やかに状況を市長等に報告するとともに、緊急対応を定めた個別マニュアルがある場合は、その個別マニュアルに従い、緊急対応を行う。緊急対応を定めた個別マニュアルがない場合は、所管部署は、次の緊急対応を行う。

- ア 必要に応じて、初動体制として所管部署の部長を責任者とし、情報収集、分析・評価、緊急対応、広報等適切な対応ができるような体制を整える。
- イ 危機管理監及び関連部の部長に連絡するとともに、関連部と連携して事態の状況把握を行い、問題解決に当たる。
- ウ 現地の状況を確認すべきと判断したときは、現場に急行して事態の状況把握を行う。その際、写真、ビデオ等による撮影記録を緊急時の対策を行っている間、継続して行う。
- エ 収集した情報を一元的に管理する。
- オ 夜間・休日に危機が発生した場合は、所管部署責任者の判断で、必要に応じて部署の職員を緊急招集する。
- カ 危機の広域性、緊急対応要員の必要性などから、所管部署でこれまで想定していなかった危機又は原因不明な事象のため所管部署が特定できない場合など、危機管理戦略本部の設置が必要と判断した場合は、危機管理監に危機管理戦略本部の設置を要請する。

### (3) 危機管理戦略本部の設置

- ア 被害の拡大のおそれや対応が複数の部署にわたると判断したときは、「情報の一元化」「指示、命令系統の一元化」及び「応急対応の判断」を迅速かつ効率的に行うため、危機管理戦略本部を設置する。
- イ 危機管理戦略本部には、危機管理監を置き、本部の事務を総括する。
- ウ 危機管理監は、副市長をもって充てる。副市長に事故があったときは、総務部長、次に企画政策部長をもって充てる。
- エ 危機管理監は、所管部署からの被害の状況の報告を基に危機管理戦略本部の設置の必要性があると判断したときは、直ちに危機管理戦略本部を設置す

る。

オ 危機管理戦略本部は、次の事務を行う。

- (ア) 初動対応の確認と危機対応の徹底
- (イ) 情報収集と整理
- (ウ) 危機の分類と危機レベルの判定
- (エ) 市役所関係部課への連絡・調整・指示
- (オ) 市長への報告

カ 危機管理戦略本部は、危機管理監のほかに、総務部長、企画政策部長、都市整備部長及び所管部長を危機管理補佐官として配置するとともに、発生した危機に関して担当する所管課による事務局及びあらかじめ指名した職員による危機管理行動隊員をもって組織する。

危機管理行動隊員については、災害対応に関する知識と経験を有する防災担当事務局経験者及び消防団経験者のうち、市内在住者を優先して選定する。

キ 危機管理監は、危機管理戦略本部が設置された後、被害の拡大や市民への影響を勘案し、必要と認めるときは、市長に対して災害対策本部の設置を具申する。

ク 災害対策本部が設置されたときは、危機管理戦略本部を解散する。

ただし、危機管理行動隊員については、災害対策本部本部長室の運営が円滑に実施されるよう、引き続き地域防災課（災害対策本部設置時における本部班）のサポートに当るものとする。

#### (4) 災害対策本部の設置

条例に基づき災害対策本部を設置するほかに、発生した危機により、被害の拡大や市民への影響を勘案し、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。



## 7 危機レベルとその対応のための体制

危機レベル	危機の状況	危機管理体制	対応	地域防災課
1 監視警戒レベル	具体的な危機事象は発生していないが、発生する可能性が高まっている状況又は市民生活に不安を感じさせる状況	所管課 (責任者:所管課長)	所管課が警戒態勢をとり、状況の確認など、情報収集に重点を置き、その推移を見極める。	必要に応じて、所管課に協力して、情報収集等に当たる。
2 所管部署対応レベル	人的・物的被害が軽微な状況	所管部 (責任者:所管部長)	所管課を含む部において、危機に対処する。	所管課と協力して、情報収集等の危機対応に当たる。
3 複数部局対応レベル	気象警報(大雨・洪水警報等)が発表された場合又は人的・物的被害が大きい状況	危機管理戦略本部	関係する部局で、危機に対処する。	危機管理戦略本部の事務局として、危機対応に当たる。
4 全庁対応レベル	市民の生命や財産への被害が甚大な状況又は被害が拡大する可能性があり、社会に及ぼす影響が極めて大きい状況	各種本部 (本部長:市長)	全庁組織で、危機に対処する。 (*注)	

\*注 市長、副市長、教育長、総務部長、職員課長及び地域防災課長は、非常時に最低限必要となる各部署の職員数を示した危機管理用の「**非常時職員配置人数表**」及び非常時に不足する部署に緊急の流動職員を配置するために必要となる「**在職経験者リスト**」を保有し、全庁対応レベルの危機で使用する。

## 8 危機の事象別所管課

危機事象	所管課
自然災害及び事故災害	
地震、風水害、雪害、大規模火災、航空機事故等	地域防災課
武力攻撃事態、大規模テロ等の緊急対処事態	
武力攻撃事態、重要施設テロ、大量殺傷テロ等	地域防災課
健康危機、環境危機、重大事件その他の危機	
健康危機	
重大な感染症	健康課
大規模な食中毒	
食品・医薬品による健康被害	

学校給食による健康被害（食中毒等）	学校給食課
病虫害等の大量発生	環境課
毒劇物漏えい又は流出	環境課
家畜伝染病	農林課
環境危機	
大気、水質、土壌等の環境汚染事故	環境課
産業廃棄物の不法投棄	
重大事件	
爆発物、乱射等による事件	地域防災課
暴動、凶悪連続犯罪等の重大事件の発生	
鉄道、自動車等に関わる大規模な事故	
市主催イベントにおける重大な事件・事故	開催担当部課
その他の危機	
市長等への危害	市長公室
不当要求	総務課
サイバーテロ等による情報システムの事件・事故	情報システム課
不発弾の処理	地域防災課
ライフラインの大規模な停止	施設管理所管部課
地区会館等における事件・事故	
市が管理する公共施設等における重大な事件・事故	
大規模事業所における事故	商工観光課
保育園、福祉施設等における事件・事故	児童課
公共工事における大規模な事故	工事所管部課
学校施設又は児童生徒に対する事件・事故	教育総務課・ 指導室
修学旅行を始めとした学校行事中の事故	
児童生徒による重大な犯罪	

その他自然現象による災害、重大な人的被害又は物的被害が生じ、若しくは生じるおそれのある事故、事件等、所管部署が明らかでない危機が突発的に発生し、緊急対応が必要となった場合には、危機管理戦略本部が情報収集により所管部署案を作成し、その報告により市長が所管部署を決定する。

その間所管部署が決定するまでの間の対応は、応急的に危機管理戦略本部が対応する。

## 9 基本的対応

### (1) 平常時の危機管理

各部署は、対策を講ずべき個々の危機ごとに、危機の発生の可能性と影響度の軽減を図るため、総合的な観点から危機予防対策を講ずる。

#### ア 全庁対応

(ア) 危機管理意識の向上

(イ) 危機管理に関する研修及び訓練の実施

#### イ 危機の事象別所管課対応

(ア) 危機発生要因の抽出及び未然防止策の構築（安全環境整備等）

(イ) 安全点検の実施（責任と役割、点検パトロールの種類と頻度、記録等）

(ウ) 危機予防に関する市民への周知啓発活動（注意情報、留意点、予防策等）

### (2) 危機発生時の対応

緊急対応を定めた個別マニュアルがある場合、所管部署は、その個別マニュアルに従い、緊急対応を行う。緊急対応を定めた個別マニュアルがない場合、所管部は、次の緊急対応を行うものとする。

#### ア 初動対応

(ア) 正確な情報収集

(イ) 所管課への迅速な情報伝達

(ウ) 警察及び消防への緊急通報

(エ) 人命の安全確保、被害者の救出・救助及び負傷者の応急手当

(オ) 避難所の確保及び誘導

(カ) 被害拡大と二次被害の防止

(キ) 市民への正確な情報提供

#### イ 所管部課の緊急対応

(ア) 危機管理監への危機の状況報告

(イ) 情報収集

(ウ) 情報の分析及び評価

(エ) 危機への緊急対応

(オ) 危機対処のための応援増員

(カ) ボランティア団体等との協力体制

(キ) 広報の手配

#### ウ 記者会見等マスコミ対応

(ア) 市長公室主催による司会進行

- (イ) 危機管理監又は所管部長の説明による記者会見  
(被害が甚大な場合の重要事項は、市長による発表記者会見)
- (ウ) 所管部課からの説明補助者の同席

(3) 危機発生時の連携等

ア 地域防災課の危機対応

- (ア) 危機管理戦略本部の準備及び設置
- (イ) 警察署、消防署等関係機関との連携
- (ウ) 関係部課へ出動要請
- (エ) 所管課と協力して情報収集等の危機対応
- (オ) 市長、議長、教育長への必要に応じた状況報告
- (カ) 市民、市議会及び報道機関への対応
- (キ) あきる野安心メールによる危機対応

イ 危機発生時における広報

- (ア) 防災無線及び広報車による広報活動（市民の被害拡大、二次被害及び不安の解消を図るため）
- (イ) 報道機関への情報提供
- (ウ) ホームページによる広報活動

(4) 危機収束後の対応

- (ア) 安全確認及びその情報周知
- (イ) 被害者支援、復旧・復興等
- (ウ) 危機の状況、対応等の記録
- (エ) 原因分析
- (オ) 危機対応の検証
- (カ) 再発防止策の構築
- (キ) 検証報告書による市長及び議会への報告

## 10 個別計画（危機管理マニュアル）の策定

各所管課は、不測の事態に備えて想定される危機について、「5 危機発生時の体制と対応」を踏まえ、個別の危機管理マニュアルを策定し、随時見直しを図っていくものとする。マニュアルの基本例は次のとおりである。なお、策定された個別計画は、各部で常備するとともに、危機管理監において一元化し、総務部地域防災課で保管する。

### （個別計画構成例）

項目	細目	内容
1 総則	(1) 目的及び方針	危機管理マニュアル作成の目的及び基本的な対処の方針、考え方等を記載する。
	(2) 対象危機	当該危機管理マニュアルの対象とする危機を定める。
	(3) 危機管理体制	当該危機の所管課の役割及び関連する部局の主な役割を整理する。 危機レベルに応じた決定基準を記載する。 危機レベルごとの危機管理体制の構成について記載する。特に、情報収集、対応策の決定、庁内及び関係機関への連絡、広報等の担当を具体的に定めておく。
2 平常時の危機管理	(1) 危機予防対策	当該危機を未然に防止するための平常時の活動を記載する。 ア 危機予防対策の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機発生要因の抽出</li> <li>・ 未然防止策の構築</li> <li>・ 安全点検パトロール活動の種類、頻度、記録等</li> <li>・ 注意情報、留意点、予防策等危機に関する市民への啓発活動、情報提供及び広報</li> <li>・ 安全な環境整備</li> <li>・ 危機関連の情報収集</li> </ul> イ 実施の主体、時期及び手順 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任及び役割の明確化</li> </ul> ウ 危機予防活動の定期的な実施確認
	(2) 事前準備	当該危機の被害想定を記載する。（危機発生時に必要となる対応策のための検討資料になる。） 被害想定に基づき、必要な事前準備内容について記載する。 必要な緊急資材の備蓄及び補給計画について記載する。 個別計画の周知徹底等を図るよう研修、訓練等の実施方法及び内容について記載する。 関係部局、関係機関等との連携事項、連絡手段、ルート等について明確にする。 危機発生時の対応組織の基本的対処内容を時系列に記載する。 危機発生時の情報収集の方法及び伝達方法について記載する。

3 危機発生時の対応	(1) 初期対応	危機発生の第一報を受けた後の対応について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管課を中心とする緊急体制（責任者、責任代行者、構成員、設置手順、職員招集、解除等）</li> <li>・ 危機発生時の役割分担（情報収集及び分析、情報伝達、対策立案、決定、実行、広報等の機能確保）</li> <li>・ 人命の安全確保、被害者の救出及び救助並びに負傷者の応急手当</li> <li>・ 警察、消防等関係機関との連携体制</li> <li>・ 危機管理監への報告体制</li> <li>・ 危機管理戦略本部への移行体制</li> </ul>
	(2) 情報収集・連絡・管理	ア 情報収集・連絡体制を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集・連絡ルート及び基本的ルール</li> <li>・ 夜間・休日の緊急連絡ルート</li> <li>・ 通信手段及び連絡ツール</li> <li>・ 危機管理監等の庁内及び関係機関への連絡</li> </ul> イ 情報の整理、一元化及び共有化について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機情報の整理及び一元管理ルール</li> <li>・ 所管課及び関係部局における庁内での当該危機情報の共有化及び提供方法</li> </ul>
	(3) 応急対策	危機発生時の応急対応策及び被害軽減措置について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予報・警報伝達、避難所の確保及び避難勧告・誘導、救助、応急手当、応急措置、二次被害防止等の実施行動項目、手順、実施者等</li> <li>・ ボランティアの受入れ及び応援職員の体制</li> </ul>
	(4) 広報広聴	危機発生時の広報広聴について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民への情報提供</li> <li>・ 報道機関対応</li> <li>・ 市民からの問合せ窓口</li> </ul>
4 危機収束後の対応	(1) 安全確認	被害状況の最終確認及び安全宣言について記載する。
	(2) 被害者対策	相談窓口の設置等について記載する。
	(3) 復旧対策	被害者支援、市民生活及び施設の復旧計画について記載する。
	(4) 事後評価及び再発防止	事後評価の方法等について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機対応の整理及び記録</li> <li>・ 原因分析及び課題整理</li> <li>・ 危機対応の検証</li> <li>・ 再発防止策</li> <li>・ 市長、議会等への報告</li> </ul>

1 1 危機管理行動隊員 \* 危機管理行動隊員は、毎年度、指名しておくものとする。

所 属 部 署	氏 名	所 属 部 署	氏 名

## 市民協働編

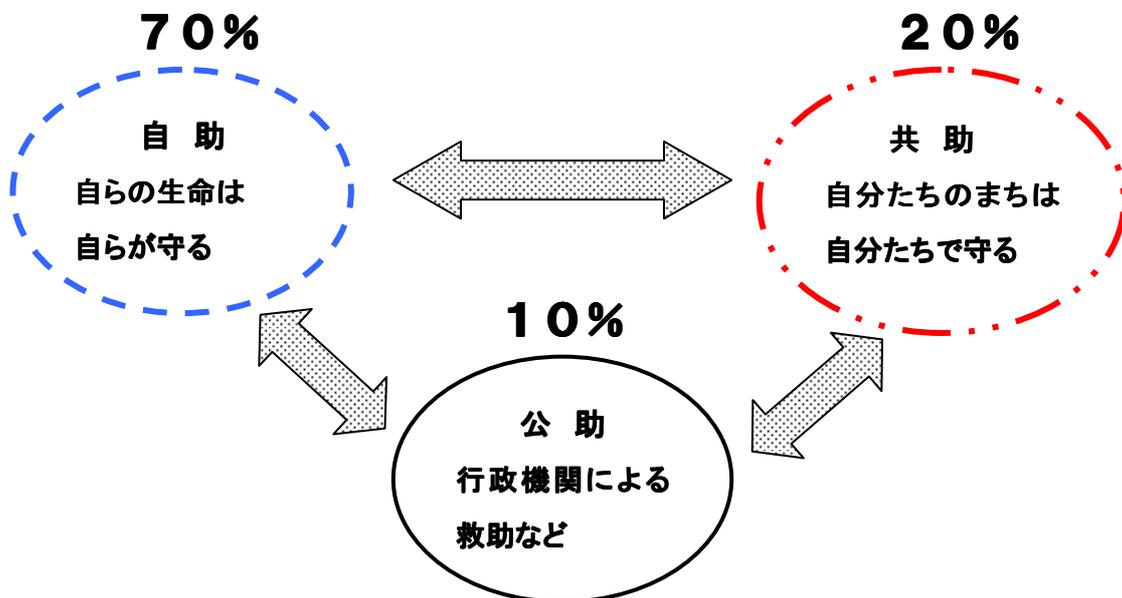
市民協働編では、危機管理基本方針が対象とする危機のうち、市民による「自助」と「共助」の取組が特に有効に機能する地震・風水害について定める。

### 1 目的

災害に対する被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助の考えをもって、それぞれが災害に対する対応力を付けるとともに、連携をすることが重要である。

災害時には、自助＝「自らの生命は自らが守る」という基本と、共助＝「自分たちのまちは自分たちで守る」という基本が大変重要になってくる。

ここでは、平常時の心構えと災害時の対応について示すものである。



### 2 自助について

自分で自分自身や家族・財産を守ることは災害に対する基本的な行動であり、その行動を「自助」と呼ぶ。

防災対策において、「自助」の精神は欠かすことができない。

「自らの生命は自らが守る」ということを基本に、平常時から準備を進める必要がある。

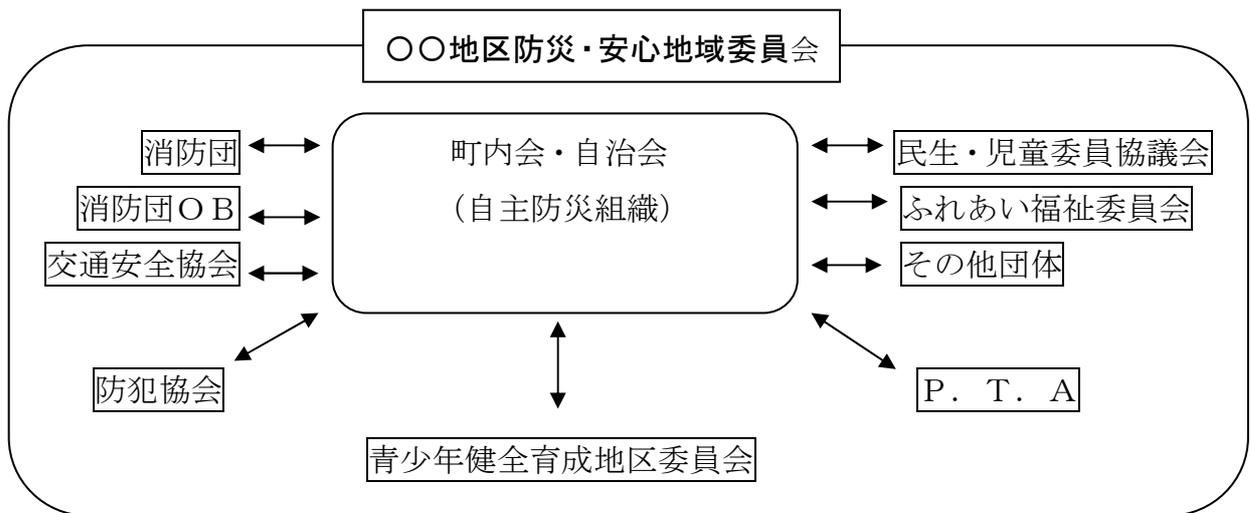
### 3 共助について(自分たちのまちは自分たちで守るための組織)

地震災害では、警察・消防などが災害現場に到着するまでは、地域の人々の助け合いが必要となる。大災害に対してできることには、限界がある。その限界を補うものが、「共助」という考え方である。「自助」と合わせ「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」を、地域レベルで推進していくことが大切である。

共助を行うための組織として、次のような組織がある。

#### (1) 防災・安心地域委員会

防災・安心地域委員会は、町内会・自治会（自主防災組織）を主体とし、消防団を始めとする各種団体などが旧町村単位で連携することにより、大規模災害発災時の各地域の特性に合った防災に関する取組を、市と連携しながら地域の住民が自主的に行うことにより、災害に強いまちづくりを進め、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として設置されている。



※各団体などから選出された委員をもって組織する。

また、防災・安心地域委員会のメンバーは、市が認定する防災リーダーとしての活躍も期待されており、各自主防災組織のリーダーとしての役割も担っている。

#### (2) 自主防災組織

自主防災組織は、町内会・自治会単位で組織されている防災のための組織で、住民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」そして、「自分たちのまちは自分たちで守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織である。

## 4 地震対策

地震が発生した時、被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが慌てずに適切な行動をとることが大切である。

そのためには、日頃から地震に関する正しい知識を持ち、いざというときに落ち着いて、あらかじめ決められた行動をできるようにしておくことが必要である。

### (1) 地震が起きる前(日頃からの備え)

#### ・自助

##### 各家庭での行動(個人での対応)

ア 家族で話し合い、決めておくこと

- (ア) 災害発生時の役割分担、具体的な行動手順を決めておく。
- (イ) 自宅のある地域の災害危険度を確認する。
- (ウ) 安否確認の方法、集合場所や共通の連絡先を複数決めておく。
- (エ) 治療を受けている人は、災害発生時の避難方法や救急対応について、かかりつけの医師や医療機関などと相談し、対応を決めておく。

イ 家の安全確認

自宅の構造を確認したり、門柱やブロック塀についても安全性を確認する。

ウ 部屋の安全点検

- (ア) 転倒・移動・落下のおそれのある家具や家電製品を固定する。
- (イ) 「非常持ち出し品」は、常に持ち出しやすい場所に用意する。
- (ウ) 出入口は、いつも整理整頓しておく。
- (エ) ガラス等の飛散物で歩けなくなることも想定し、身近にスリッパ、運動靴、軍手などを用意する。
- (オ) 収納は、重いものは下へ、軽いものは上へ。扉はストッパーで固定する。

エ その他

- (ア) 避難が必要となった場合にどこに避難すればよいかを確認しておく。
- (イ) 災害発生時には混乱し、冷静な行動が取りにくくなるため、いざという時に必要な事柄を事前にまとめておく。
- (ウ) 最低でも、3日間分の食料と飲料水を用意しておく。
- (エ) 町内会・自治会などの活動、自主防災組織の訓練等に積極的に参加するなど、地域との交流を深める。
- (オ) お年寄りや障がいのある方にも、普段から防災活動に参加してもらい、自分に行動の制限があることを地域の方に理解してもらおう。いざというとき

きには、援助をお願いできる関係を築く。

(カ) 薬を服用している方は、3日分程度の薬を備えておく。

## ・共助

### ア 防災・安心地域委員会の活動

- (ア) 地域住民への啓発活動
- (イ) 自主防災組織間の調整
- (ウ) 各種団体及び機関と連携した避難計画の策定
- (エ) 避難計画をベースとした防災訓練の実施
- (オ) 消防団員の確保への協力など
- (カ) 災害発生時等における避難所の管理運営に係るマニュアルの整備及び体制づくりに関すること
- (キ) 施設等の調査と災害時の活動の想定
- (ク) 危険箇所の確認
- (ケ) 災害図上訓練の実施及び地域防災マップの作成
- (コ) 要援護者の把握と情報の共有化
- (サ) 事業者、NPO法人等との協力体制の確立
- (シ) 地域資源の登録と活用

### イ 自主防災組織の活動

- (ア) 住民への防災知識の普及
  - ① 一時（いつとき）集合場所の周知及び確認
  - ② 安全な避難通路の確認
  - ③ 危険箇所の確認
  - ④ 防災講習会等の実施
- (イ) 防災訓練の実施
  - ① 避難訓練
  - ② 初期消火
  - ③ 救助訓練
- (ウ) お年寄りや障がいのある方の情報の把握
- (エ) 災害発生時の活動に備えて機材や備蓄品の点検及び管理

## (2) 地震が起きたその時から(災害時の対応)

### ・自助

#### 各家庭での行動(個人での対応)

ア まずは自分の身を守る。

- (ア) 落下物、家具の転倒等から身を守る。特に、頭を保護する。
- (イ) 座る、はうなど姿勢を低くして、何かにつかまる。
- (ウ) 家具から離れ、テーブルの下に入る。
- (エ) 火の始末をする。
- (オ) 火を消せなかった場合には、大きな揺れが収まってから消す。

イ 待機する。(様子を見る。)

- (ア) ガスの元栓を閉める。
- (イ) 安全確認ができるまで、火気は使用しない。
- (ウ) 電気器具類のスイッチには触らない。  
(漏れたガスに引火する可能性があります。)
- (エ) 水道が使える場合には、断水に備えて風呂などに水を貯めておく。
- (オ) テレビ、ラジオをつけて、災害の情報を得る。
- (カ) 非常用持ち出し品をすぐに使えるようにしておく。

ウ 必要な場合は、助けを呼ぶ

家に閉じ込められた時は、大声で叫ぶ、笛を吹く、ドアや物をたたくなどして、閉じ込められていることを周りに伝える。

エ 避難・集合する際の注意事項

自主防災組織では、どの地域でも一時集合場所が、設定されている。

この場所は自主防災組織の拠点の一つで、近所の方が一時的に集合し様子を見たり、被害の状況把握を行ったりする場所となっている。

被害が大きい場合には、ここから、市指定の避難場所に避難することになるが、状況によって、被害が軽微な場合で安全が確認できれば、一時集合場所から自宅に戻ったり、そのまま待機ということもある。

- (ア) すぐに避難することが必要となるのは、次のようなときである。
  - ・ 自宅で火災が発生して消火が難しいとき、又は類焼の危険があるとき。  
(煙を吸い込まないように姿勢を低くし、タオルなどを口に当てる。)
  - ・ 建物が傾いているとき。
  - ・ 避難指示や避難勧告が発表されたとき。

(テレビ、ラジオ、防災無線、広報車で周知される。)

- (イ) 落下物や散らばっているガラスに十分注意する。
- (ウ) 混乱した人混みに巻き込まれないよう注意する。
- (エ) 介助が必要な方は、あらかじめ頼んでおいた人や知人と連絡をとる。  
(また、状況により、周りの人に声をかける。)
- (オ) 夜間や停電の時には、近くの人に安全な場所まで連れていってもらおう。  
(できれば避難所まで一緒に避難する。)
- (カ) 災害発生後、自分が無事であることを緊急連絡先(家族や避難所)に伝える。通常の電話は電話回線が混雑して通信ができなくなるので、「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」を活用する。

## ・共助

### ア 防災・安心地域委員会の活動

- (ア) 被災状況等の情報発信など
  - ・被害の状況や避難者の情報を収集する。
  - ・市や関係機関(消防、警察等)との連絡調整
- (イ) 避難所運営への参画
  - ・避難所の開設に対する行政への協力
  - ・避難所運営本部の設置に対する行政への協力
  - ・自主防災組織間の調整
- (ウ) その他必要な場合の救助活動

### イ 自主防災組織の活動・自主防災組織の編成例(各班の活動内容)

- (ア) 本部担当

[各班や行政機関等との連絡調整や組織の活動方針の企画、立案及び実施を行う]

- ① 被害状況の把握
- ② 被害状況に応じた各班への指示及び調整
- ③ 関係機関等との連絡調整
- ④ 要援護者の把握(要援護者の情報収集等については、別途定める。)

### (イ) 情報班

[災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達を行う。]

被害の状況（火災の発生、崖崩れ、建物、道路及び橋りょうの被害状況）の収集や、防災関係機関、報道機関等提供する情報を収集し、本部担当へ報告するとともに、必要な情報を町内会・自治会内の住民や防災関係機関等に伝達する。



情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ等を有効に活用することになる。

### (ウ) 消火班

[地震発生直後の対応として、火災が発生した場合は、初期消火による延焼防止等のための活動を行う。]

大規模な地震発生時には、

- ① 建物の倒壊、地割れ等による消防車の通行不能道路
- ② 火災の同時多発
- ③ 水道管損傷による消火栓の使用不能

などの発生が想定されるため、通常の消防機関の活動ができない（消防車が来ない）状況になることが予測される。



- ・ 消火班の活動の第1段階としては、消火器等による初期消火に当たるとともに、会員が協力して消火活動する際の中心となることもある。
- ・ 消火が不能となり、延焼が拡大するおそれがある場合には、消防機関への連絡や、本部・情報班・避難誘導班とも連携を取り、避難誘導に協力する。

### (エ) 救出・救護班

[地震の発生で、建物倒壊等によるガレキの下敷きになった人を救出したり、負傷者への応急手当等の活動を行う。]

倒壊物やガレキの下敷きになった人を、資機材を使用して救出に当たることになるが、ボールやのこぎりなどのほかに、大型の工作資機材などが必要となる場合は、地区内の土木・建設会社等と災害時の救援体制の協定を結んでいるので、市を経由しての出動要請を行う。



◎ 二次災害の発生防止に努めて活動することが重要である。



大震災が発生すると、救急車も出動要請が同時に集中するとともに消防車と同様に通常の活動ができない状況になることが予測される。その際には、重傷者を阿伎留医療センターや他の医療機関等へ搬送する必要性が出てくる。その時の手段をどうするか、各組織の実情に合わせ、福祉施設や医療機関、地域の事業所との連携も考慮に入れた、救急車以外の車やリヤカーなどの利用も含めた検討を事前に行う。

#### (オ) 避難誘導班

[地域住民の人命に危険が予想され、市長等の避難勧告があった場合、また、会長等が必要と認めるときは、住民を避難場所に誘導する。]

被害の状況や災害が発生した時期や時間帯、火災発生時の風向きによって、安全な避難経路や避難場所が異なるため、正確な情報把握が必要になる。



○ 高齢者、乳幼児等の確認などを含め、各班との連絡を密に行うことが重要になる。

#### (カ) 給食・給水班

[避難場所等が設置された場合、安全・安心な生活支援として食料や飲料水、救援物資の配分を行ったり、炊き出しを行う。]

炊き出しは、市から配布された食料や、町内会・自治会で確保されたもので行うが、衛生面には充分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないように心掛けることが重要になる。

救援物資の配分等についても、本部等との連携を密にして行うことになる。

**避難が長期化した場合には、このほかにも、状況に応じて、ごみ処理やトイレの管理などのための清掃班、衛生班、避難した地区内の防犯・巡回班などの設置も考えられる。**

## 5 風水害対策

風水害の被害を最小限にするためには、日頃からの備えが重要である。

### (1) 風水害への事前準備（日頃からの備え）

#### ・自助

##### 各家庭での行動

ア 家族で話し合い、決めておくこと

- (ア) 災害発生時の役割分担、具体的な行動手順を決めておく。
- (イ) 自宅のある地域の災害危険度を確認する。
- (ウ) 安否確認の方法、集合場所や共通の連絡先を複数決めておく。
- (エ) 治療を受けている人は、災害発生時の避難方法や救急対応について、かかりつけの医師や医療機関などと相談し、対応を決めておく。

イ 家の外の備え

- (ア) 家族や近所で協力し合い、家屋の雨戸を降ろし、必要ならば外から板を打ち付けて補強する。窓にテープを貼るなど、家の補強をする。
- (イ) 風で飛ばされそうな物は、飛ばないように固定するか、屋内に入れる。

ウ 家の中の備え

- (ア) 窓にテープを貼るなどの家の補強をする。万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテン、ブラインドを降ろしておく。
- (イ) 断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に生活用水を確保する。
- (ウ) 非常持ち出し品を準備する。(飲料水、食料や携帯ラジオ等)

#### ・共助

##### ア 防災・安心地域委員会の活動

- (ア) 地域住民への啓発活動
- (イ) 自主防災組織間の調整
- (ウ) 各種団体及び機関と連携した避難計画の策定
- (エ) 避難計画をベースとした防災訓練の実施
- (オ) 消防団員の確保への協力など
- (カ) 災害発生時等における避難所の運営組織づくり
- (キ) 施設等の調査と災害時の活動の想定
- (ク) 危険箇所の確認
- (ケ) 災害図上訓練の実施及び地域防災マップの作成
- (コ) 要援護者の把握と情報の共有化

- (サ) 事業者、NPO法人等との協力体制の確立
- (シ) 地域資源の登録と活用

## イ 自主防災組織の活動

- (ア) 住民への防災知識の普及
  - ① 一時（いつとき）集合場所・避難所の場所の周知
  - ② 安全な避難通路の確認
  - ③ 危険箇所の確認
- (イ) 災害対策訓練
  - 土のう作り
- (ウ) お年寄りや障がいのある方の情報の把握

## (2) 風水害が発生、接近した際の行動

### 自助・共助

- ア テレビやラジオ等で最新の情報を得る。
  - (ア) 気象情報（警報、注意報等）
  - (イ) 避難に関する情報
- イ 家族や地域の方と連絡を取り、いざという時に備える。
- ウ 時間があれば、持ち出し品を再確認する。

## (3) 避難・集合する際の注意事項

### 自助・共助

- ア 発令情報に注意する。
  - (ア) 避難準備情報が発表された場合は、災害時要援護者の方は、避難を開始する。非常持ち出し袋を持って、指示に従いすぐに避難所へ避難する。（テレビ、ラジオ、防災無線、広報車で周知される。）
  - (イ) 避難勧告が出た際には、必ず避難を開始する。非常持ち出し品を持って、指示に従いすぐに避難所へ避難する。
- イ 避難時の注意について
  - (ア) 避難の際は、看板などの落下物に十分注意する。
  - (イ) 混乱した人混みに巻き込まれないよう注意する。
  - (ウ) 夜間や停電の時には、近くの人と一緒に行動する。特に、介助が必要な方は、避難所や安全な場所まで連れていってもらおう。

- (エ) 流水や冠水の中を歩くときは、水深に注意する。歩行可能な水深は、一般的に男性で70センチ、女性で50センチ。
- ※ 水の流れが速ければ、もっと浅い場合も注意が必要
- (オ) 水面下はマンホールや側溝、石などで危険なので、長い棒をつえ代わりにして、進行方向を確認しながら歩くようにする。
- (カ) 万が一、逃げ遅れ危険が迫った時は、近くの丈夫な2階建て以上の建物に逃げる。また、電話や懐中電灯などで居場所を知らせ、救助を待つ。

あきる野市危機管理基本指針

平成26年4月 改正

編集・発行

あきる野市総務部地域防災課

東京都あきる野市二宮350番地

042-558-1111